特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第 10 条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成28年５月20日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 28 年５月９日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Jazz Hands・ジャズ教育支援ネットワーク

３　代表者の氏名

小山　てる美

４　主たる事務所の所在地

上越市寺町２丁目 22 番２号

５　定款に記載された目的

この法人は、子ども達・保護者・地域の方々・高齢者・音楽従事者・教師等に対して、「ジャズ」の特性を生かした独自のプログラムにより、教育活動・指導・普及活動に関する事業を行い、人々に本物の音楽が持つ素晴らしさを伝えるとともに、コミュニケーション能力の育成を目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 子どもの健全育成を図る活動

(3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動